

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

第4表 (平成28年分以降用)

1 相続税額の加算金額の計算

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系卑属を含みます。)及び配偶者以外の人がある場合に記入します。

なお、相続や遺贈により取得した財産のうち、租税特別措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額がある人は、下記「2 加算の対象とならない相続税額の計算(管理残額がある場合)」を作成します。

(注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	円	円	円	円
相受開続等が 相続開始の 時において 精算された 相続税額 (第1表①)	②	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額 (第1表①+第1表②+第1表⑤)	③				
加算の対象とならない相続税額 (①×②÷③)	④				
管理残額がある場合	⑤	円	円	円	円
相続税額の加算金額 (①×0.2) ただし、上記②～⑤の金額がある場合には、 (①-④-⑤)×0.2となります。	⑥	円	円	円	円

(注) 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時までに被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人との続柄に変更があった場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。
2 各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑪」欄に転記します。

2 加算の対象とならない相続税額の計算(管理残額がある場合)

この表は、加算の対象となる人のうちで、租税特別措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表の⑨又は第1表の⑩の金額)	⑦	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額	⑧	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①+第1表②)	⑨				
債務及び葬式費用の金額 (第1表の③)	⑩				
⑨-⑩(赤字のときは0)	⑪				
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、相続の開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表の⑤)	⑫				
加算の対象とならない相続税額 ⑦× $\frac{⑧}{⑪+⑫}$ (⑦を超える場合には、⑦を上限とします。)	⑬	円	円	円	円

(注) 各人の⑬欄の金額を上記「1 相続税額の加算金額の計算」のその人の⑤欄「下記「2」の⑬の金額」欄に転記します。